第 １ 章 総 則

（目 的）

　この規程による制度（以下この制度という。）は、○○○○株式

会社（以下会社という。）の従業員で、退職した者またはその遺族に年金もしくは一時金の給付を行い、退職後の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

　退職年金は、次の各号に該当する者を除き、会社のすべての従業

員に適用する。

 ① 役 員

 ② 嘱 託

 ③ 顧 問

 ④ パートタイマー

 ⑤ 季節従業員

 ⑥ 臨時に期間を定めて雇い入れられる者

 ⑦ 日々雇い入れられる者

 第 ２ 章

（加入資格）

 従業員は、入社後満１年勤続したときにこの制度への加入資格を

取得する。ただし、定年までの予定勤続期間が５年未満の者を除くものとする。

（加入時期）

 加入資格を取得した従業員がこの制度に加入する時期は、加入資

 格を取得した日以降最初に到来する○月○日とする。

２．前項の規定にかかわらず、この制度発足時に加入資格を有する者

は、この制度発足時において加入するものとする。

（加入および脱退）

 この制度に加入した従業員を加入者という。

２．前項の加入者が退職または死亡したときは、加入者としての地位

を失うものとする。

３．加入者は、退職または死亡するまで、この制度から脱退できない。

４．加入者が役員に就任したときは、退職したものとする。

 第 ３ 章 給 付

 第 １ 節 通 則

（給付の種類）

 この制度による給付の種類は次のとおりとする。

 ①

 ② 退職一時金

 ③

（年金および一時金の支給ならびに支給方法）

 年金は、毎年○月・○月・○月および○月の各○日に年金支給期

日以降当該支給月の前月までの未支給分を支給する。ただし、第１回支給額は、支給要件の発生した月の翌月以降最初に到来する年金支給期月の前月までの分とする。

２．一時金は、第30条に定める書類を会社が受理した日の属する月の

翌月末日までに支給する。

３．年金および一時金は、あらかじめ加入者が指定した金融機関等に

振込むものとする。

（未支給の給付）

 年金または一時金の給付を受ける権利を有する者が死亡した場合

において、その者に支給すべき未支給の給付があるときは、第18条に定める遺族の範囲および順位に基づき、その者の遺族に未支給の年金または一時金を支給する。

 第 ２ 節

（退職年金の支給要件）

 加入者が、加入満○年以上で定年により生存退職したときは、そ

の者に退職年金を支給する。

２．前項の退職年金の支給期間および保証期間は、加入者が退職した

月の翌月から○年間とする。

（退職年金の支給額）

第１０条 退職年金の支給月額は、加入年数に応じて別表１に定める額とす

る。

（退職年金の一時支給の特例）

第１１条 年金の給付を受ける権利を有する者および年金受給中の者（以下

年金受給者という。）が、次の各号の一に該当する事由により年金の一時支給を請求し会社がこれを認めたときは、保証期間から支給済の期間を控除した残余期間（以下残余保証期間という。）の年金現価相当額を一時に支給する。ただし、請求の時期は、第１号および第２号に該当する場合を除き、年金支給開始後○年以内に限るものとする。

（１）災 害

（２）重疾病・後遺症を伴う重度の心身障害（生計を一にする親族の

重疾病を伴う重度の心身障害を含む。）

（３）住宅の取得

（４）生計を一にする親族（配偶者を除く。）の結婚または進学

（５）債務の弁済

（６）その他前各号に準ずる事実

2. 前項の一時金の額は、退職年金月額に残余保証期間に応じて別表４（現価率表）の率を乗じて得た金額とする。

 第 ３ 節

（退職一時金の支給要件）

第１２条 加入者が、加入満○年以上○年未満で定年により退職したときは、

その者に退職一時金を支給する。

（退職一時金の額）

第１３条 退職一時金の額は、別表２に定める金額とする。

（中途退職一時金の支給要件）

第１４条 加入者が、加入満○年以上で定年退職前に死亡以外の事由により

退職したときは、その者に中途退職一時金を支給する。

（中途退職一時金の額）

第１５条 中途退職一時金の額は、別表３に定める金額とする。

 第 ４ 節

（遺族年金の支給要件）

第１６条 年金受給中の者が保証期間中に死亡した場合は、残余保証期間に

限り、その遺族に対し引続き同額の年金を支給する。

２．前項の場合において年金の支給を受けている者が死亡してなお保

証期間に残余があるときは、次順位の遺族に対し引続き同額の年金を転給するものとする。

（遺族年金の一時支給）

第１７条 年金受給者が保証期間中に死亡し、その遺族が年金の一時支給を

請求したときは、残余保証期間の年金現価相当額を一時に支給する。

２．前項の遺族一時金の支給額は、第11条第２項の規定を準用して算

出した金額とする。

（遺族の範囲および順位）

第１８条 この制度における遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則

第42条から第45条までの規定を準用する。ただし、同順位の者が２名以上いるときは、そのうちの最年長者を代表者として支給するものとする。

 第 ４ 章 拠 出

（費用の負担）

第１９条 会社は、この制度による給付の財源に充てるため、適正な年金数

理に基づいて算定される費用を全額負担する。

（通常掛金）

第２０条 会社は、通常掛金として加入者の加入の年から退職または死亡の

年まで、加入者１人当たり金○○○円を毎年拠出する。

（過去勤務債務等の額に係る掛金）

第２１条 会社は、この制度の実施に伴う過去勤務債務等の額の償却に係る

掛金を全額負担する。

２．前項の場合において、会社は過去勤務債務等に係る掛金として加

入者の加入の年から退職または死亡の年まで、加入者１人当たり金

 ○○○円を毎年拠出するものとする。

３．過去勤務債務等の額は、洗替一括管理方式により計算し、その償

却は法人税法施行令第 159条第６号イに定めるところによる。

４．過去勤務債務等の額につき、その償却割合は年 100分の○とする

ものとする。

（付加保険料）

第２２条 会社は、前２条に定める通常掛金のほか、企業年金保険契約に係

る付加保険料を拠出する。

 第 ５ 章

（企業年金保険契約および年金信託契約の締結）

第２３条 会社は、○○生命保険相互会社・○○生命保険相互会社および○

○生命保険相互会社と企業年金保険契約を、○○信託銀行株式会社・

○○信託銀行株式会社および○○信託銀行株式会社と年金信託契約を締結し、この制度における年金基金の管理運用ならびに給付の支給事務を委託する。

 ２．前項の場合における拠出金の配分割合および給付の分担割合は、

企業年金保険契約については○％、年金信託契約については○％とする。

３．各受託会社の分担割合は次のとおりとする。

 ① ○○生命保険相互会社 ○％

 ② ○○生命保険相互会社 ○％

 ③ ○○生命保険相互会社 ○％

 ④ ○○信託銀行株式会社 ○％

 ⑤ ○○信託銀行株式会社 ○％

 ⑥ ○○信託銀行株式会社 ○％

（年金財政の再検討）

第２４条 会社は、年金財政の健全性を維持するため、原則として○年ごと

に年金財政の再検討をすることとし、年金数理の基礎率および掛金の修正等財政計画の適正な修正を行うものとする。

（超過留保額の返還）

第２５条 前条に規定する場合において、保険料積立金および信託財産が法

人税法施行令第 159条第７号に定める退職年金の給付に充てるため留保すべき金額を超えるときは、会社はその超える部分の金額の返還を受け、これを収受するものとする。

（拠出の中断）

第２６条 加入者が休職を命ぜられたときは、休職となった日以降最初に到

来する拠出日から、会社は当該加入者に係る掛金の拠出を中断し、復職となった日以降最初に到来する拠出日から、掛金の拠出を開始する。

（制度の改廃）

第２７条 この制度は、経済情勢の変化および社会保障制度の改正その他重

大な事情により、その一部もしくは全部を改訂または廃止することができる。

（年金保険契約の制度廃止に係る取扱い）

第２８条 この制度の廃止により企業年金保険契約を解約した場合、その解

約返戻金は制度廃止時に各加入者が退職したものとして、各加入者の加入年数に比例して計算される額をそれぞれ対応する加入者に分配する。ただし、既に年金の支給を開始した年金受給者に対応する責任準備金は、これを分配することなく、当該年金受給者に継続して年金の支給を行うものとする。

（年金信託契約の制度廃止に係る取扱い）

第２９条 この制度の廃止により年金信託契約を解約した場合、年金信託契

約に係る信託財産については、年金受給者に対し制度廃止後、受領すべき年金現価を計算して、それぞれの額に相当する信託財産を分配する。ただし、信託財産に不足をきたすときは、それぞれの額に比例して信託財産を分配するものとする。

２．前項の場合において分配を行った結果、なお信託財産に残余があ

るときは、前項以外の者に対して廃止日における責任準備金額を限

度とし、当該金額の割合に応じて信託財産を分配するものとする。

 第 ６ 章 雑 則

（届出義務）

第３０条 この制度における給付を受ける者は、次の書類を会社が指定する

期日までに提出しなければならない。

 ① 住民票記載事項証明書

 ② 印鑑証明書

 ③ その他会社が必要とする書類

２．前項の届出事項に変更があった場合は、速やかに会社に届出なけ

ればならない。

（支給の方法）

第３１条 この制度における給付は、○○生命保険相互会社から、その給付

を受ける権利を有する者に直接支給する。

（受給権の処分禁止）

第３２条 この制度における給付または分配を受ける権利は、これを譲渡し

または担保に供することはできない。

（給付の制限）

第３３条 加入者が諭旨解雇された場合は、この制度における給付の支給を

減額または行わないことがある。

２．前項のほか、懲戒解雇されたときは、給付の支給を行わない。

（加入年数の計算）

第３４条 この制度において、加入年数の計算は次の方法により行う。

（１）受給資格算定における加入年数は、加入者の加入の日の属する

月から退職または死亡の日の属する月までの年月数とする。

（２）給付額算定の基礎となる加入年数のうち、１年未満の端数月は

月割りとする。

（３）試用期間は、加入年数に算入する。

（４）休職期間は、加入年数に算入しない。ただし、業務上の傷病に

よる場合は、この限りでない。

（５）定年を超えて勤務する場合、その期間は加入年数に算入しない。

（端数処理）

第３５条 この制度において、給付額に○○円未満の端数が生じたときは、

○円未満はこれを切り捨て、○円以上は○○円に切り上げるものとする。

（受給権の消滅）

第３６条 この制度において給付を受ける権利は、その権利を取得した日か

ら○年間行使しない場合は消滅する。ただし、会社が特に事情があると認めたときは、この限りでないものとする。

（端数月の支給額の計算）

第３７条 この制度において加入年数の計算につき１年未満の端数が生じた

ときは、次の算式により支給率を算定する。

Ａ年Ｂケ月の支給額＝Ａ年の支給額

 ＋｛（Ａ＋１）年の支給額－Ａ年の支給額）｝

 Ｂ

 ×───

 12

（付 則）

 この規程は、昭和○年○月○日から施行する。

 令和○年○月○日 一部改訂

（経過措置）

 この制度実施日において、この制度本文第３条に定める加入資格

を有する者は、本文第４条の規定にかかわらず、この制度実施日に加入するものとする。

（経過措置者の加入年数）

 前条の規定による加入者の加入年数は、当該加入者がこの制度本

文第３条の加入資格取得後、最初に到来した○月○日から起算するものとする。

（過去勤務債務等の掛金の払込み）

 令和○年○月○日付をもって、この制度本文第23条に定める企業

年金保険契約および年金信託契約に関して分担割合を変更したことにより、会社は○○生命保険相互会社から返還された金額を○○生命保険相互会社・○○生命保険相互会社・○○信託銀行株式会社・○○信託銀行株式会社および○○信託銀行株式会社に対し、過去勤務債務等の掛金として直ちに払込む。

２．前項の分担割合変更の日以降の過去勤務債務等の掛金等は、前項

の取扱いを行った後の過去勤務債務等の額を基準として計算するものとする。

（別表１）

 ┌──────┬───────────────┐

 ││ │

 ├──────┼───────────────┤

 │ 年 │ 円 │

 │ ２０ │ │

 │ ２１ │ │

 │ ２２ │ │

 │ ２３ │ │

 │ ２４ │ │

 │ ２５ │ │

 │ ２６ │ │

 │ ２７ │ │

 │ ２８ │ │

 │ ２９ │ │

 │ ３０ │ │

 │ ３１ │ │

 │ ３２ │ │

 │ ３３ │ │

 │ ３４ │ │

 │ ３５ │ │

 │ ３６ │ │

 │ ３７ │ │

 │ ３８ │ │

 │ ３９ │ │

 │ ４０ │ │

 └──────┴───────────────┘

（注）加入年数の計算につき１年未満の端数が生じたときは、次の

 算式により支給額を算定する。

Ａ年Ｂケ月の支給額＝Ａ年の支給額

 ＋｛（Ａ＋１）年の支給額－Ａ年の支給額）｝

 Ｂ

 ×─

 12

（別表２）

 ┌──────┬───────────────┐

 ││ │

 ├──────┼───────────────┤

 │ 年 │ 円 │

 │ ５ │ │

 │ ６ │ │

 │ ７ │ │

 │ ８ │ │

 │ ９ │ │

 │ １０ │ │

 │ １１ │ │

 │ １２ │ │

 │ １３ │ │

 │ １４ │ │

 │ １５ │ │

 │ １６ │ │

 │ １７ │ │

 │ １８ │ │

 │ １９ │ │

 │ （２０） │ （ ） │

 └──────┴───────────────┘

（注）加入年数の計算につき１年未満の端数が生じたときは、次の

 算式により支給額を算定する。

Ａ年Ｂケ月の支給額＝Ａ年の支給額

 ＋｛（Ａ＋１）年の支給額－Ａ年の支給額）｝

 Ｂ

 ×─

 12

（別表３）

 ┌────┬───────────┬────┬───────────┐

 │加入年数│ │加入年数│ │

 ├────┼───────────┼────┼───────────┤

 │ 年│ 円│ 年│ 円│

 │ ５ │ │ ２３ │ │

 │ ６ │ │ ２４ │ │

 │ ７ │ │ ２５ │ │

 │ ８ │ │ ２６ │ │

 │ ９ │ │ ２７ │ │

 │ １０ │ │ ２８ │ │

 │ １１ │ │ ２９ │ │

 │ １２ │ │ ３０ │ │

 │ １３ │ │ ３１ │ │

 │ １４ │ │ ３２ │ │

 │ １５ │ │ ３３ │ │

 │ １６ │ │ ３４ │ │

 │ １７ │ │ ３５ │ │

 │ １８ │ │ ３６ │ │

 │ １９ │ │ ３７ │ │

 │ ２０ │ │ ３８ │ │

 │ ２１ │ │ ３９ │ │

 │ ２２ │ │ ４０ │ │

 └────┴───────────┴────┴───────────┘

（注）加入年数の計算につき１年未満の端数が生じたときは、次の算式により

支給額を算定する。

Ａ年Ｂケ月の支給額＝Ａ年の支給額

 ＋｛（Ａ＋１）年の支給額－Ａ年の支給額）｝

 Ｂ

 ×─

 12